

●保育士等キャリアアップ研修に関するFAQ（作成：三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課 令和7（2025）年5月更新版）

問	質問	回答
1	三重県の保育士等キャリアアップ研修の情報は、ホームページに掲載されていますか。	保育士等キャリアアップ研修の情報は以下のページをご覧ください。随時情報を更新します。 https://www.pref.mie.lg.jp/SHOSHIKA/HP/m0329700009.htm
2	三重県が実施する保育士等キャリアアップ研修しか、処遇改善等加算Ⅱの加算要件の対象となりませんか。	処遇改善等加算Ⅱの加算要件対象となる研修は次のとおりです。 1. 三重県が実施する保育士等キャリアアップ研修 2. 市町や団体が実施する研修のうち、三重県が保育士等キャリアアップ研修として指定した研修 3. 他の都道府県が実施及び指定した保育士等キャリアアップ研修 ※1の研修情報は、三重県のホームページに掲載しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/SHOSHIKA/HP/m0329700009.htm
3	処遇改善等加算Ⅱとの関連について教えてください。 （令和4年6月 更新）	「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」（令和3年9月2日付け事務連絡）をご覧ください。 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001018983.pdf
4	どのような研修がありますか。 （令和5年6月 更新）	専門分野別研修（①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）が6分野、マネジメント研修、保育実践研修をあわせると、8分野の研修があります。
5	どの分野を受講してもよいですか。 （令和5年6月 更新）	処遇改善等加算Ⅱの加算要件は次のとおりです。 1. 副主任保育士 マネジメント研修と3つ以上の専門分野の研修を修了した者 2. 専門リーダー 4つ以上の専門分野の研修を修了した者 3. 職務分野別リーダー 1つ以上の専門分野の研修を修了した者 ※保育実践分野については、令和元年6月24日付け通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」において、処遇改善等加算Ⅱの研修受講要件外であると示されました。このため、現在は、保育実践分野の研修を受講しても、処遇改善等加算Ⅱの対象にはなりませんので、十分ご注意ください。 なお、令和元年までに受講した保育実践分野の研修は、専門分野別研修の一つとして取り扱うことができます。
6	受講後のレポートにはどのような内容を書くのでしょうか。 （令和5年6月 更新）	三重県が実施する保育士等キャリアアップ研修は、Web研修でeラーニング（動画配信）により行います。受講される方は、研修の内容を所属でお話しいただき、知識を共有していただくとともに、施設長には受講者への支援を行っていただきますようお願いします。eラーニング研修のため、視聴期間内であれば何度も視聴でき、所属内での支援にもご活用いただけます。レポートは研修で学んだ内容や現場での活かし方について記入していただくほか、所属内で行った共有の結果や受講者への支援内容についても記入し提出していただきたいと考えています。
7	保育士等キャリアアップ研修は無料で受講できますか。	三重県で実施する保育士等キャリアアップ研修は、無料で受講できます。 ただし、市販されている教材等に係る実費相当部分及びeラーニングの通信に係る費用については、受講者の負担となります。
8	修了証に有効期限や有効な地域はありますか。	都道府県または指定研修実施機関が交付した修了証は、全国で有効であり、期限の定めもありません。

●保育士等キャリアアップ研修に関するFAQ（作成：三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課 令和7（2025）年5月更新版）

問	質問	回答
9	4分野受講する必要がありますか。 （副主任保育士・専門リーダーとなる見込みの方） （令和5年6月 更新）	処遇改善等加算Ⅱの加算要件には、令和4年度からの保育士等キャリアアップ研修の4分野の修了要件は適用されません。令和8年度までに段階的に適用されることになったため、副主任保育士・専門リーダーとなる見込みの方は令和7年度までに計画的に研修を受講してください。 ※必要となる研修修了数 R5：1分野or15時間以上 R6：2分野or30時間以上 R7：3分野or45時間以上 R8～：4分野or60時間以上
10	研修申込者が定員を超える場合に、公立の施設の優先順位が低いのはなぜですか。 （令和4年5月 更新）	保育士等キャリアアップ研修の目的の1つは、職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会を提供することですが、私立の施設においてはキャリアアップ研修の修了が処遇改善の加算要件として制度化されているため、ご理解をお願いします。
11	1回の研修で期限内に15時間全ての講義を受講できなかった場合はどうなりますか。 （令和4年5月 更新）	1回の研修は、国のガイドラインに基づき、各分野のねらいや内容を満たしたうえで、研修カリキュラムを構築しています。 そのため、原則、1回の研修で期限内に15時間の講義を受講できなかった場合は、修了証を交付することはできません。
12	修了証の登録情報を変更したい場合や、修了証の再発行を受けたい場合の対応を教えてください。 （令和元年12月 追加） （令和5年6月 更新）	修了証の登録情報を変更したい場合は、「保育士等キャリアアップ研修修了者名簿登録情報変更届」に必要事項を記入し、変更内容が確認できる公的書類の写しとともに、下記の送付先へ送付してください。 修了証の再発行を受けたい場合は、「保育士等キャリアアップ研修修了証再発行申請書」に必要事項を記入し、申請書に記載されている添付書類と返信用封筒とともに下記の送付先へ送付してください。返信用封筒は、修了証を折り曲げず封入するため角型2号の封筒をご用意いただき、特定記録郵便で返信するための切手を貼り付けてください。 ※婚姻等で氏名に変更があった場合は、「情報変更届」と「再発行申請書」の両方を送付してください。 ＜送付先＞ 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課 あて （送付書類に不備等がなければ、書類が県庁に届いてから1週間程度で処理を行います。）